

## 矢板市育児支援家庭訪問事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、近年、家庭及び地域における養育機能が低下している中、本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において訪問による適切な育児相談、支援等を行う事業（以下「支援事業」という。）を実施することにより、当該家庭における安定した児童の養育に資することを目的とする。

### (事業の対象)

第2条 支援事業の対象家庭は、「リスクアセスメント表」（別表）に基づき、一般子育てサービスを利用することが難しく、支援事業による効果が期待できると判断される、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 出産後間もない時期（概ね1年程度）から、養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭
- (2) 虐待のおそれ又はそのリスクを抱える家庭
- (3) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭
- (4) 児童養護施設等退所後又は里親委託終了後の児童の家庭復帰のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- (5) 心身の発達に遅れが見られる児童がいる家庭
- (6) 出生の状況等から、将来、精神及び運動機能の発達面において障害を招来するおそれのある諸問題を有している児童のいる家庭

(事業の内容)

第3条 支援事業の内容において、養育支援を行う者（以下「訪問員」という。）が提供する支援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産褥期の母子に対する育児指導及び簡単な家事等の援助
- (2) 未熟児及び多胎児に対する育児指導及び栄養指導
- (3) 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談及び指導
- (4) 若年の養育者に対する育児相談及び指導
- (5) 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談及び支援

(事業の方法)

第4条 市長は、第3条に規定する対象家庭において、養育支援が必要となりやすい要素を有している場合は、必要に応じて関係機関からの情報収集等を行い、当該家庭の児童の養育状況を把握するものとする。

2 市長は、前項の規定による状況把握の結果、支援の必要性があると認める家庭に対し、その内容を明確にした上で、支援事業を行う。

(守秘義務)

第5条 訪問員はこの事業において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。